

10月の安売

12日(水)	鳥	肉
13日(木)	青	果
14日(金)	魚	
15日(土)	肉	

ししま

日照を守るために日影を規制 来年6月を目途に都条例を制定

「広報ししま」8月10日号でもお知らせしましたように、マンションなど中高層建築物によって生じる日照・生活環境の悪化という問題を解決するため、来年6月を目途に都条例を制定して、日影規制を行うことになりました。

この規制は、中高層建築物の日影を一定基準のもとに規制し、日照を確保しようとするもので、都条例は、地元の皆さんの意見を十分反映させるかたちで制定されることになっていきます。

そこで今回は、日影規制の内容・方法などについてお知らせします。

日影規制について

(1) 大切な日照確保
日照は、日常生活において欠くことのできない大切な条件の一つです。特に日本では、大きな窓や緑側を通して部屋の中まで日が当たることを前提として、長い間暮らしてきました。日照が確保されていくということは、音空が大きく広がっていることであり、これは、採光、通風、眺望などについても好条件であることを意味します。つまり日照の確保とは、豊かな生活環境を意味する、いわばシンボルということになります。

ところが、昭和30年代半ばからの高度経済成長の過程で、人口と産業が都市に集中し、とりわけ東京はその影響を強く受けてきました。特に、マンションの建設が低層住宅街の中で次々と行われるようになると、土地の効率的利用を図る建築主と、従前からの良い環境を保持しようとする周辺住民との間で、紛争が頻発するようになりました。

これらの紛争を解決するために豊島区としても行政指導を行い、

別表1

第一種住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	対象区域
第二種住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	
住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域	
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行なうことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域	
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	対象区域外
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域	
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域	

別表2 規制値一覧

用途地域	規制される建築物	種別	規制される日影時間		測定水平面
			規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)	測定水平面	
第1種住居専用地域	軒高が7mを超える建築物または地上3層以上の建築物	a (→)	3時間以上	2時間以上	1.5 m
		b (□)	4時間以上	2.5時間以上	
		c (□)	5時間以上	3時間以上	
第2種住居専用地域	高さ10mを超える建築物	d (→)	3時間以上	2時間以上	4 m
		e (□)	4時間以上	2.5時間以上	
住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さ10mを超える建築物	f (→)	4時間以上	2.5時間以上	4 m
		g (□)	5時間以上	3時間以上	

※規制される日影は、冬至における真太陽時の午前8時から午後4時までの間に生ずる日影
※a b c ……は実質的な規制種別を表し、(→)(□)は建築基準法上の分類を表す

別表3 指定標準一覧

用途地域	容積率	高度地区	原 則		
			区 域 条 件	規制値	
第一種住居専用地域	50% 60 80 100 150	第一種	—	a (→)	
				b (□)	
				c (□)	
				d (→)	
				e (□)	
第二種住居専用地域	200	第一種 第二種 第三種	幅員5m以下の道路に接する敷地が90%以上	d (→)	
				e (□)	
				f (□)	
				g (→)	
				h (□)	
	300	第一種 第二種 第三種 指定なし	幅員5m以下の道路に接する敷地が90%以上	上記以外	e (□)
					f (□)
					g (→)
					h (□)
					i (□)
住居地域	200	第一種 第二種 第三種 指定なし	幅員5m以下の道路に接する敷地が90%以上	e (→)	
				f (□)	
				g (→)	
				h (□)	
				i (□)	
	300	第一種 第二種 第三種 指定なし	幅員5m以下の道路に接する敷地が90%以上	上記以外	e (□)
					f (□)
					g (→)
					h (□)
					i (□)
近隣商業地域	200	第一種 第二種 第三種 指定なし	幅員5m以下の道路に接する敷地が90%以上	e (→)	
				f (□)	
				g (→)	
				h (□)	
				i (□)	
	300	第一種 第二種 第三種 指定なし	幅員5m以下の道路に接する敷地が90%以上	上記以外	e (□)
					f (□)
					g (→)
					h (□)
					i (□)
準工業地域	200	第一種 第二種 第三種 指定なし	幅員5m以下の道路に接する敷地が90%以上	e (→)	
				f (□)	
				g (→)	
				h (□)	
				i (□)	
	300	第一種 第二種 第三種 指定なし	幅員5m以下の道路に接する敷地が90%以上	上記以外	e (□)
					f (□)
					g (→)
					h (□)
					i (□)

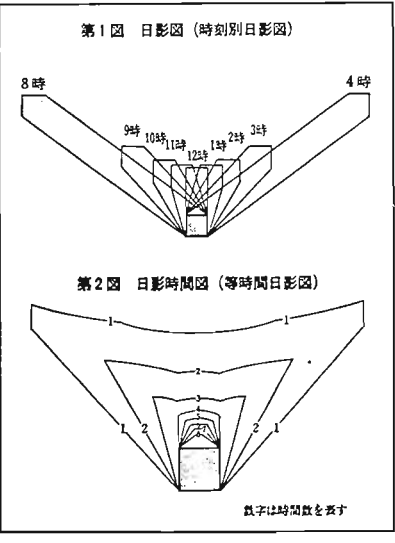
〔注〕地区の状況によって規制を強化したり緩和したりすることも可能である。

日影による 建築物の制限

(1) 対象区域
日影規制は、都市計画の用途地帯と密接な関係も持たせており、別表1の8つの用途地域の中で、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、準工業地域の5つの地域を対象区域としています。

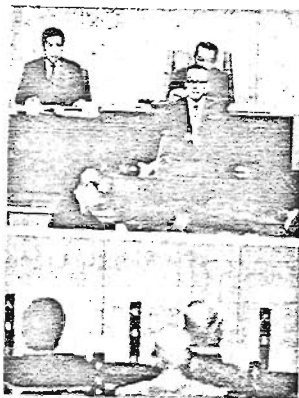
(2) 制限を受ける建築物
制限を受ける建築物は、第一種住居専用地域では軒の高さが7メートルを超える建築物、または地階を除いて地上が3階以上になる建築物であり、その他の4つの用途地域では高さが10メートルを超える建築物であり、中高層の建築物に限定されています。

(3) 日影規制のための制限の仕方
測定日：日照の一番乏しい冬至の日に測定をします。
測定時間：真太陽時による午前8時から午後4時までの8時間の範囲内で測定します。真太陽時とは、太陽が真南を通過してから翌日また太陽が真南を通過するまでの時間を1日つまり24時間として測る時間のことです。
測定水平面：第一種住居専用地域では地上1.5メートルの水平面、その他の4つの用途地域では地上4メートルの水平面の位置で測定をします。これは、それぞれ1階と2階の窓を想定して決めたものです。〔第3図〕
測定範囲：敷地の外側で、敷地境界線から5メートルを超え10メートル以内の範囲と、同じく10メートルを超える範囲の2つの範囲で別々に測定をします。〔第4図〕



〔注〕地区の状況によって規制を強化したり緩和したりすることも可能である。

第3回区議会定例会開く



日比区長が所信表明

本年第3回区議会定例会は、9月26日に招集され、10月7日まで開かれました。冒頭、日比区長は、今回の補正予算の骨子である防災施設整備などについて、そのあらましを説明しました。区長の所信表明の要旨は、次のとおりです。

本日、昭和52年第3回区議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

さて今回、補正予算をご提案するにあたりまして、本年度の都区財政調整決定後における都区折衝の経過につきまして、概略ご報告申しあげます。

ご案内のとおり、昭和52年度の都区財政調整につきましては、去る5月24日の都区協議会において財調審フェームが決定したものであります。その基本的内容は、調整率44パーセントの据置きに伴ない、「財調の枠外措置」として防災関連事業補助金25億円を別途交付する」という異例の方式で結着が図られたものであります。

この枠外措置とされた補助金の具体的な取扱方法は、都区間の懸案事項として残されたまま、7月に入って区別算定の決定をみたのであります。本区におきましては、この算定結果に基づきまして補正予算を編成いたし、去る6月

から除外され、総額25億円の範囲内で、都の交付要綱に基づき交付されるものであります。

なお、この防災関連事業臨時交付金は、昭和52年度都区財政調整の協議過程で合意がなされた経緯にかんがみ、財政調整交付金に準じた配分基準がとられ、本区の交付金は約9千5百万円と見込まれております。

従いまして、この交付金見込額から当初予算に計上すみの交付対象経費約2千8百万円を差し引きまして、約6千7百万円を今回補正予算に計上いたし、本区防災対策の推進を図ろうとするものであります。

防災対策につきましては、毎年度区政の重点目標として、地域防災組織の育成強化をはじめ多面的な施策を積み上げつつ、逐年整備拡充に努めてまいりました。ところが、このたびの異例な財源措置を契機として取り上げました新たな施策の内容を概略ご説明申しあげます。

まず、情報連絡体制の強化を期するため、災害対策本部に基地無線局を設けずとも、出張所、警察署、消防署等の防災活動拠点20か所に移動無線局を設置するものであります。

これにより、当初予算に計上した東京都と本区を結ぶ防災行政用の多重無線とあわせ、災害発生時における円滑かつ有効な応急活動に資するものであります。

次に、応急活動用資器材の整備であります。震災時の停電対策として非常電源を確保するため、災害対策本部をはじめ、出張所、保蔵所等18か所に自家発電機を整備いたします。同時に、現在調査を進めている民間井戸水の停電時利用対策として、地域防災組織貸出し用の発電機50台を確保しようとするものであります。

また、給水対策として、学校プール飲料水への活用を図るため、区立の全小中学校4校に、手動式ろ水器及び大型給水タンクを

それぞれ1基ずつ配備するものであります。

さらに、地域防災組織の協力にいただき、被災者へのたき出し給食を実施するため、移動式炊飯器25台を購入いたし、備蓄倉庫に保管したいと考えております。

次に、消防水利設置の年次計画を繰りあげ、3基を増設するものであります。これにより、当初予算に計上した5基とあわせ、本年度の新設分は8基となり、都消防の補完事業として本区が計画している設置目標30基は、来年度にあと3基を建設すれば計画完了になる次第であります。

以上が、今回の補正予算に計上した新しい防災施策の概要であります。災害、とりわけ地震災害への対策に、およそ「万全」というものはない筈であります。今後とも、常に防災対策全般の見直しを行い、区政が担うべき効果的な対策を見定め、積極的に推進してまいらる所存でございます。

また、このたびの臨時交付金という財調枠外措置をとらざるを得なかった原因が、緊急かつ重要な、しかも23区に普遍的な事業を、財政調整の算定から除外している現行の不合理な仕組みにあります。以上、昭和53年度に向けて、都区間における防災事務分担区分の明確化を図るとともに、特別区の行う防災関連事業を財調算定事業とし、単位費用化すべきことを、東京都に対し、強く要求してまいりたいと考えております。

最後に、本日ご提案申しあげます案件は、条例4件、予算1件、ほか3件でございますが、各案件につきましては、後刻、日程に従いまして、助役より説明いたします。この協賛を賜りますようお願い申しあげます。以上をもちまして、招集のあいさついたします。

規制時間：5メートルから10メートルの幅の範囲では日影時間を3時間、4時間、5時間の3種類のいずれか、10メートルを超える範囲では2時間、2.5時間、3時間の3種類のいずれかの時間で規制をします。

制限の方法：冬至の日の真太陽時における午前8時から午後4時までの8時間の中で、用途地域の種別に応じて定められた測定水平面（地上1.5メートルまたは地上4メートルの位置）の測定範囲内において、それぞれ定められた規制時間以内の日影になるように建築物を制限することとなります。

特別な取扱い方法：日照を確保することが目的であるため、高さが10メートルを超える建築物については、その建築物のある場所にかかわらず、日影の生じる場所の規制を適用することとなります。

(4)日影規制の施行

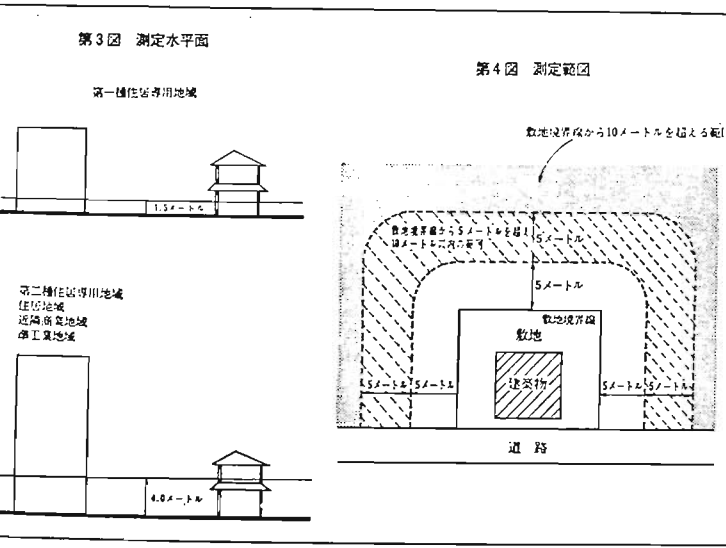
この日影規制は、地方公共団体が条例を制定して、初めて効力を発します。

東京都における条例制定の方針

(1)日照に係る条例制定の基本方針

東京都では区市町と協議した結果、日影規制に関する建築行政の一貫性を保つために、東京都による条例の制定が行われることになりましたが、この場合、各区市町の意向は十分に尊重されることになっております。

そこで東京都は、日影規制に関する指定方針として、現に指定されている用途地域に基づいて、各地区における容積率（建築の延べ床面積の敷地面積に対する比率）や、高度地区（建築物の北側を斜



めに削るよう規制を加える制度）などの種別に応じて、その地区の特性も考え合わせながら、条例で指定することは、技術的指針である指定基準を作り、これに基づいて区市町で、それぞれ「区市町試案」を作成し、東京都は、これを調整して「東京都案」を決定し、条例として来年度の6月の都議会に提案することになっております。

(2)日影規制に係る指定基準(案)

この指定基準(案)は、対象区域毎の規制時間を指定するに際しての技術的指針として、東京都が定めたものです。

これにより、対象となる5つの用途地域には、できるだけ広範囲にわたって指定することにして、また、規制時間についても、それぞれの区市町の意向によって、地区の特性に応じて多少の変更も認められますが、東京都全体としてみれば、生活環境の保護を図るため、各用途地域とも厳しい規制を加えるようになっております。この指定基準は、今年の8月に「案」として発表されたものです。

豊島区における今後のスケジュール

指定基準に基づいて豊島区としての案(たたき案)となる最初の案)が、でき次第、豊島区都市計画審議会に審議していただき、区民の皆さんへの説明会を予定しております。大体11月を予定しております。詳しいことは次の「広報」と「まご」でお知らせする予定です。この説明会の後で、皆さんのご意見をいただき、再び豊島区都市計画審議会に審議して、豊島区試案を作成し、東京都に提出する予定になっております。

今日は体育の日です

健康はスポーツで……

日常生活の中で、身体を使う事が少なく、健康の基礎である筋肉は、ほとんど動かされなくなりました。

筋肉が動かされないと、子供は骨折が多く、青年期では中年肥りがあらわれ、壮年期では腰痛という現象がでてきます。

もつと筋肉を動かしましょう。とくに脚、足、腰の筋肉を動かして血液をつくる骨髄に刺激を与えて新鮮な血液を多くつくりましょう。

区では、皆さんが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、区立体育施設で個人公開日を設けています。各種目ごとに専門の指導員が実技指導もいたします。

また、中学校体育館4館、校庭

5か所のスポーツ開放もあわせて行っています。

▽区立体育施設

豊島体育館：豊町3-36

973-1701

東池袋体育館：東池袋3-1-7

918-7101

971-0094

千登世橋体育館：雑司が谷3-1-10

983-7503

▽中学校スポーツ開放

体育館：西原町、道南、池袋、雑司が谷の各中学校

校庭：長崎、大塚、道南、第十

雑司が谷の各中学校

なお、区では四季に応じたスポーツ教室、講習会などを年間を通じて

て行っています。問い合わせは体育課(内線3481・3485)へどうぞ。



【障害年金】

障害認定日が変更されました。障害認定日は、傷病の程度によって障害年金を支給するかどうかきめる日であり、該当すればこの日に障害年金を受ける権利が発生します。

従来は病状やけがが治らない場合は、初めて医師にかかった日から3年経った日とされていましたが、今回の改正によつて、8月1日以後、初診日から1年6か月を経過した日、またはその期間内に傷病が治ったときは、その治った日に変更されたので、これともし、裁定請求書には、初診日から1年6か月を経過した日にお

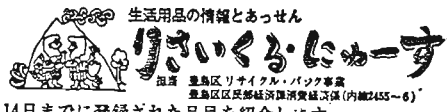
ける病状の状態を明らかにする診断書(原則として初診日から1年6か月を経過した日以後3か月以内の現症が記載されたもの)を提出していただくことになりました。また8月1日以後、初診日から1年6か月たっている方は、その日に障害年金を受ける権利が得られると、該当する方は、医師の診断書を添付して障害年金の請求手続きをすすめてください。

今年も違反建築防止期間が、10月11日から始まります。期間は、17日までです。この運動は、建設者の指導のもとに全国一斉に行われるもので、違反建築をなくし、住みよい街づくりを進めると同時に、建築物の安全性を確保しようとするもので、当区でも、この運動の一環として、一斉公開建築パトロールを行い、違法な建築工事の早期発見、早期是正を図りますので、区民の皆様のご協力をお願いいたします。10月11日から17日までの間、出張所窓口で、「七七年建築のてびき」をさしあげています。

区立清和小学校の体育館「無料開放」

心身障害者に対する「看護料」

母子家庭のよろず相談に「母子相談の家」をご利用ください



9月14日までに登録された品目を紹介します。

Table with 3 columns: 品名, 譲ります・交換します, 譲って下さい

右記のもので、不用となつてゐる生活用品をお持ちの方は、連絡ください。なお、発行日までの期間中に成立した品目については、ご了承ください。

健康 体力づくり教室、さわやかな秋、あなたも体力づくり教室に参加しませんか。

成人病検査 胃がんの検査、満30歳以上の区民を対象に年間を通して受付をしています。

違反なくして住みよい街づくり 今年も違反建築防止期間が、10月11日から始まります。

母子家庭のよろず相談に「母子相談の家」をご利用ください

区民のひろば 考古学の基礎知識講座

お知らせ



(内線)はすべて区役所
981-1111の内線です

第7回消費者講座

(実習)

テーマ:「お米と牛乳の料理」
とき:10月26日午前9時半
ところ:区民センター料理教室
講師:山中節子氏
受講料:無料
定員:48名
申込み:消費経済係(内線2455)
で10月11日9時から電話
でとぞ。

特別教養講座

テーマ:「高齢化社会を考える」
とき:10月21日 6時半~8時半
ところ:区民センター会議室
講師:中央大学教授 那須宗一氏
受講料:無料
対象・定員:区内在住または在勤の方100名
申込み:社会教育課係で当日
まで受け付けます。なお、電話
(内線3465)も可です。



豊島区文化祭

豊島区管弦楽団演奏会
曲目:メンデルスゾーン作曲 交
パナフー:世界各國の主婦5名
司会者:都総務局理事・公害研究
所長 柴田徳衛氏
募集人員:60名

10月の走ろう会

とき:10月16日
午前9時~10時半
ところ:長崎中学校校庭
指導:豊島区陸上競技協会
申込み:当日会場へ

丹沢清掃山行

空カン、ゴミで汚れた山を美し
くする山行です。
とき:10月16日
ところ:神奈川県丹沢国定公園
集合:大倉遊園前 午前8時
持ち物:弁当、ザック、雨具等
主催:豊島区山岳連盟

60歳以上の方へ

▽第3回老人福祉講座△
失われゆく日本の心
ところ:高松ことぶきの家
定員:80名
申込み:10月11日から当館に
て先着順
詳細:高松ことぶきの家
973-7440
高松2の34

都税事務所から

自動車税の届をお忘れなく!
転居や転勤など住所変更の際に
は、転出入届と同様に自動車税も
変更の申告が必要です。所轄の陸
運事務所、さらに同じ敷地内の自
動車税事務所に申告が必要ですが
とあります。ハガキで都税事務所に
ご連絡ください。
詳細:豊島都税事務所
981-1211

官公所だより

都税事務所から

10月18日 第12出張所
10月20日 高田児童館
午後1時~4時

よい電気設備で 明るい家庭

10月は全国家庭用電気設備安全
運動期間です。この間電気工事に
関する無料相談と不良配線等の改
修工事を行います。ぜひご利用く
ださい。
問い合わせは東京都電気工事工業
組合 94-2261へどうぞ。

薬と医療用具 展示相談会

10月10日から16日までは「薬と
健康の週間」です。それにならみ、
豊島区薬剤師会、豊島薬業協同組
合の共催で、薬の相談、井戸水・
体温計の検査受付と家庭用医療用
具の展示相談会を開催します。相談
検査受付等は無料です。
とき:10月14日・15日
午前10時~午後4時
ところ:池袋西口公園

奨学生募集

池袋育英奨学会では、奨学生を
次の要領で募集しています。
資格:豊島区内に住所のある方
ただし単身上京者は除く
募集人員:高校生10名
大学生10名
奨学金:月額V高校生3千円
大学生4千円
返済の義務なし
応募用紙交付締切:10月14日
応募締切:10月21日正午
応募用紙の交付と詳細:
〒池袋1-16-15
西武ビル2階総務部内
池袋育英奨学会事務局
981-2037

広報としま



秋たけなわの奥武蔵、天覧山へ
ご家族でハイキングに出かけてみ
ませんか。
とき:10月23日(雨天の場合は10
月30日)
集合:西武池袋線飯塚
午前9時半
募集人員:200名
持ち物:ハイキングのできる服装
弁当・水筒・帽子等
申込み:10月18日までにハガキに
参加者名・年齢・住所を書いて
体育課係へ

秋たけなわの奥武蔵、天覧山へ
ご家族でハイキングに出かけてみ
ませんか。
とき:10月23日(雨天の場合は10
月30日)
集合:西武池袋線飯塚
午前9時半
募集人員:200名
持ち物:ハイキングのできる服装
弁当・水筒・帽子等
申込み:10月18日までにハガキに
参加者名・年齢・住所を書いて
体育課係へ

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して

どうしてこんなにゴミが出るの
でしょう。ちりも積もれば山とな
るとはいうものの東京(23区)の
一日のゴミは、何と一万七千トン
にもなります。ゴミは毎日の生活
から出るもの、日頃つい見過して